



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 私立学校法施行細則の一部を改正する規則（総務私学課） 1
- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） 9
- 沖縄県公有財産規則の一部を改正する規則（管財課） 14
- 沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（環境保全課） 14
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課） 15
- 医療法施行細則の一部を改正する規則（医療政策課） 25
- 沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則（下水道課） 26
- 沖縄県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則及び宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則
（建築指導課） 26

告 示

- 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の決定（自然保護課） 26
- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課） 27
- 警備員指導教育責任者講習の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程及び機械警備業務管理者講習に係る一般競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する告示（警察本部生活安全企画課） 27

公 告

- 保護増殖事業計画の決定・3 件（自然保護課） 27
- 大規模小売店舗の廃止の届出（中小企業支援課） 29
- 環境影響評価方法書に係る都市計画対象事業の都市計画決定手続の中止（都市計画・モノレール課） 29

教育委員会事項

- 沖縄県教育職員免許状再授与審査会規則 29
- 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令 30

選挙管理委員会事項

- 選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示 31

正 誤

- 令和 6 年 3 月 29 日付け公報第5204号中訂正 32
- 令和 6 年 3 月 31 日付け公報号外第10号中訂正 32

規 則

私立学校法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第14号

私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則（平成20年沖縄県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第30条第 1 項」を「第23条第 1 項」に改める。

第 3 条中「第32条第 1 項」を「第25条第 1 項」に改める。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

(選任の請求)

第 4 条 法第34条第 2 項の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任の請求は、一時理事選任請求書(第 3 号様式)を提出して行わなければならない。

2 法第50条第 2 項の規定による一時監事の職務を行うべき者の選任の請求は、一時監事選任請求書(第 4 号様式)を提出して行わなければならない。

3 法第65条第 2 項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任の請求は、一時評議員選任請求書(第 5 号様式)を提出して行わなければならない。

(不正の行為等の報告)

第 5 条 法第56条第 2 項の規定による所轄庁への報告は、不正行為等報告書(第 6 号様式)を提出して行わなければならない。

第16条を削る。

第15条中「第 2 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同条第 1 号中「第14号様式」を「第17号様式」に改め、同条第 2 号中「第15号様式」を「第18号様式」に改め、同条を第16条とする。

第14条第 1 項中「第64条第 6 項」を「第152条第 7 項」に、「第13号様式」を「第16号様式」に改め、同条第 2 項中「第 9 条第 6 項」を「第57条第 6 項」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「第64条第 5 項」を「第152条第 6 項」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「第52条第 2 項」を「第126条第 3 項」に、「第12号様式」を「第15号様式」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「第50条の14」を「第122条」に、「第11号様式」を「第14号様式」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第50条の 7」を「第115条」に、「第10号様式」を「第13号様式」に改め、同条を第11条とする。

第 9 条中「第50条の 4 第 2 項」を「第112条第 2 項」に、「第 9 号様式」を「第12号様式」に改め、同条を第10条とする。

第 8 条中「第50条第 4 項」を「第109条第 5 項」に、「第 8 号様式」を「第11号様式」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条の見出し中「等」を削り、同条中「第50条第 2 項」を「第109条第 3 項」に改め、「又は認定」を削り、「学校法人解散認可(認定)申請書(第 7 号様式)」を「学校法人解散認可申請書(第10号様式)」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項中「第45条第 1 項」を「第108条第 3 項」に、「第 5 号様式」を「第 8 号様式」に改め、同条第 2 項中「第45条第 2 項」を「第108条第 5 項」に、「第 6 号様式」を「第 9 号様式」に改め、同条第 3 項中「第 4 条第 6 項」を「第44条第 6 項」に改め、同条第 4 項中「第 4 条第10項」を「第44条第10項」に改め、「都道府県知事」の次に「又は指定都市の長」を加え、同条を第 7 条とする。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(評議員会招集の許可の申請)

第 6 条 法第72条第 1 項の規定による評議員会の招集の許可の申請は、評議員会招集許可申請書(第 7 号様式)を提出して行わなければならない。

本則に次の 1 条を加える。

(役員等変更の届出)

第17条 政令第 6 条第 2 項の規定による理事、監事、評議員、又は会計監査人が就任し、又は退任したときの届出は、役員等変更届(第19号様式)を提出して行わなければならない。

第 1 号様式から第16号様式までを次のように改める。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

沖縄県知事 殿

所 在 地
学校法人名(仮称)
設立代表者名

学校法人

寄附行為認可申請書

学校法人

の設立を目的とする寄附行為の認可を受けたいので、私立学校法

第23条第1項
第152条第6項

において準用する同法第23条第1項）の規定により、関係書類を添えて申請します。
別紙

負債償還計画書

	借入先	当初借入金額	借入年月	返済期限及び利率	申請時の まだ償還額	申請時の 現在の残高	借入金に対する返済計画			借入金の 目的
							認可前年度	認可年度	年度	
申請時現在の 負債残高	日本私立学校振興・共済事業団	千円	年 月	年 % (据置年)	千円	千円	千円 ()	千円 ()	千円 ()	使途： 抵当：
	小 計									
	銀 行									
	小 計		—	—						
	未払金									
	学校債									
	小 計		—	—						
申請時以降の 借入予定					—	—				
					—	—				
	小 計		—	—	—	—				
合 計			—	—						
年度末残高（元金のみ）										
合計年間償還額（元金＋利息）【A】										
帰属収入【B】										
帰属収入に対する負債償還額（元金＋利息）の割合【＝A／B×100】（短期借入金の元金を除く負債償還率）							% ()	% ()	% ()	

備考

- 1 法人全体についての負債（未払金及び申請時以後予定している負債を含む。）償還計画を年度ごとに作成すること。（ ）内には、当該年度分の利息の額を記入すること。
- 2 返済期間が終了するまでの期間の償還計画を作成すること。
- 3 借入目的（使途）欄には、借入目的（例えば、〇〇校舎建築費（〇〇千円）に充当等）及び抵当物件等を具体的に記載すること。
- 4 償還財源の内訳欄には、年度ごとに償還財源の内訳を詳細に記載すること。
- 5 「帰属収入に対する負債償還額（元金＋利息）の割合」欄は、小数第1位まで記入すること。また、短期借入金がある場合は、当該短期借入金の元金を除く負債償還率を括弧書きで記入すること。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

利害関係人 住所
氏名

学校法人 寄附行為補充請求書

学校法人 の設立者が私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項を定めないで死亡したので、
私立学校法〔第25条第1項
第152条第6項において準用する同法第32条第1項〕の規定により、寄附行為の補充を請求
します。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

利害関係人 住所
氏名

一時理事選任請求書

学校法人 の一時理事の職務を行うべき者を選任する必要があるので、私立学校〔第34条第
2項
第152条
第6項において準用する同法第34条第2項〕の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 一時理事の職務を行うべき者の住所、氏名及び生年月日
- 2 一時理事の職務を行うべき者の選任を請求する理由
- 3 請求者と学校法人との関係

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

利害関係人 住所
氏名

一時監事選任請求書

学校法人 の一時監事の職務を行うべき者を選任する必要があるので、私立学校〔第50条第
2項
第152条
第6項において準用する同法第50条第2項〕の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 一時監事の職務を行うべき者の住所、氏名及び生年月日
- 2 一時監事の職務を行うべき者の選任を請求する理由
- 3 請求者と学校法人との関係

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

利害関係人 住所
氏名

一時評議員選任請求書

学校法人 〃 の一時評議員の職務を行うべき者を選任する必要があるので、私立学校法〔第65条第152条第2項第6項において準用する同法第65条第2項〕の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 一時評議員の職務を行うべき者の住所、氏名及び生年月日
- 2 一時評議員の職務を行うべき者の選任を請求する理由
- 3 請求者と学校法人との関係

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人
監事氏名

不正行為等報告書

年 月 日現在における学校法人 〃 の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した（又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認める）ので、下記のとおり私立学校法〔第56条第2項第152条第6項において準用する同法第56条第2項〕の規定により報告します。

記

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

評議員 住所
氏名
評議員 住所
氏名

評議員会招集許可申請書

学校法人 〃 の評議員会の招集の許可を受けたいので、私立学校法〔第72条第1項第152条第6項により準用する同法第72条1項〕の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 対象学校法人名称及び所在地
- 2 招集の目的、開催予定日及び開催予定場所
- 3 招集を請求した日

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理 事 長 名

学校法人 寄附行為変更認可申請書

学校法人 〃 の寄附行為を変更したいので、私立学校法
第23条第1項 〃 第108条第3項
第152条第6項において準用する同法
の規定により、関係書類を添えて申請します。
第9号様式（第7条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理 事 長 名

学校法人寄附行為変更届

学校法人 〃 の寄附行為を変更したので、私立学校法
第23条第1項 〃 第108条第5項
第152条第6項において準用する同法
の規定により、関係書類を添えて届け出ます。
第10号様式（第8条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理 事 長 名

学校法人 解散認可申請書

学校法人 〃 を解散したいので、私立学校法
第109条第3項 〃 第109条第3項
第152条第6項において準用する同法第109条第3
項 〃 の規定により、関係書類を添えて申請します。
第11号様式（第9条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
清算人氏名

学校法人解散届

学校法人 〃 が解散したので、私立学校法
第109条第5項 〃 第109条第5項
第152条第6項において準用する同法第109条第5
項 〃 の規定により、関係書類を添えて届け出ます。
第12号様式（第10条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

利害関係人 住所
氏名

清算人選任申立書

学校法人 の清算人を選任したいので、法第112条第2項の規定により、下記のとおり申し立てます。

記

- 1 清算人の選任を申し立てる理由
- 2 清算人として選任を受けたい者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名

第13号様式（第11条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
清算人氏名

清算人就職届

学校法人 の清算人に就職したので、私立学校法
115条 第115条 第152条第6項において準用する同法第
の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

就職年月日 年 月 日

第14号様式（第12条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
清算人氏名

清算結了届

学校法人 の清算が結了したので、私立学校法
第122条 第152条第6項において準用する同法122条
の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

第15号様式（第13条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理 事 長 名
法人所在地
学校法人名
理 事 長 名

学校法人合併認可申請書

学校法人 と学校法人 とを合併したいので、私立学校法
第126条第3項
第152条第6項におい
て準用する同法第52条第2項 } の規定により、関係書類を添えて申請します。
第16号様式（第15条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地

学校法人名

理 事 長 名

学校法人組織変更認可申請書

学校法人の組織を変更したいので、私立学校法第152条第7項の規定により、関係書類を添えて申請します。

第16号様式の次に次の3様式を加える。

第17号様式（第16条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地

学校法人名

理 事 長 名

設立登記済届

学校法人 の設立登記を完了したので、私立学校法施行令第6条第1項の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

第18号様式（第16条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地

学校法人名

理 事 長 名

変更登記済届

学校法人 の次の事項に変更が生じ、変更の登記が完了したので、私立学校法施行令第6条第1項の規定により、登記事項証明書を添えて届け出ます。

変更した事項

- 1 目的及び業務
 - 2 名称
 - 3 事務所の所在場所
 - 4 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
 - 5 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
 - 6 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
 - 7 資産の総額
 - 8 設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称
 - 9 従たる事務所の新設又は移転
- ※ 該当する事項の番号に○を付すること。

第19号様式（第17条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人所在地
学校法人名
理 事 長 名

役員等変更届

学校法人 の役員等を変更したので、私立学校法施行令第 6 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

新・旧・重任の別	理事・監事・評議員事・会計監査人の別	氏名	住所	就任（退任）年月日

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第15号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第15条及び第17条中「第 8 条」を「第57条の 4 の 2」に改める。

別表中	49 法第48条第 3 項の規定による徴収の引受け及び引継ぎ	個人の県民税及び市町村民税徴収引受（引継）書	第70号様式
-----	--------------------------------	------------------------	--------

を	49 法第739条の 5 第 3 項の規定による徴収の引受け及び引継ぎ	個人の県民税、市町村民税及び森林環境税徴収引受（引継）書	第70号様式	に、
---	-------------------------------------	------------------------------	--------	----

61 条例第60条第 1 項又は第 2 項の届出書	事業開始等届出書（個人）	第82号様式
	事業開始等届出書（法人）	第83号様式
	変更等届出書（法人）	第83号様式の 2

61 条例第60条第 1 項又は第 2 項の届出書	事業開始等届出書（個人）	第82号様式
	事業開始等届出書（法人 ^{設立設置} 届出書）	第83号様式
	変更等届出書（法人異動届）	第83号様式の 2

る。

第16号様式（裏）中「LINE Pay 請求書払い、」を削る。

第17号様式（表）中「、LINE Pay」を削り、同様式（裏）中「LINE Pay 請求書支払い、」を削る。

第19号様式（裏）中「LINE Pay 請求書払い、」を削る。

第54号様式の 2 中

㊤ 登録番号	沖縄	を
登録年月日	昭和 平成 年 月 日	

㊤ 登録番号	沖縄	に改める。
車 体 番 号 下 4 桁		
登録年月日	年 月 日	

第70号様式を次のように改める。

第70号様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

個人 県 民 税
市 町 村 民 税 徴 収 引 継 書
森 林 環 境 税

年 月 日

市町村長 殿

沖縄県 県税事務所長
事 務 所 長 印

地方税法第739条の5第3項本文の規定により、下記のとおり、個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税に係る地方団体の徴収金についてその徴収を引き継ぎ（引き受け）ます。

法第739条の5第1項の一定の期間	年 月 日から 年 月 日まで
徴収の引継ぎをする地方団体の徴収金	(別添附表のとおり)
備	
考	

第71号様式の 2 中 「第40項 第41項」 を 「第62項 第63項」 に改める。

第78号様式（裏）中 「LINE Pay 請求書払い、」 を削る。

第83号様式を次のように改める。

第83号様式 (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

事業開始等届出書（法人^{設立}届出書^{設置}）

[illegible]

設立前の状況等	名称	所在地	事業内容等
合併等期日	年 月 日		
適格区分	適格・その他	法人成の場合の個人事業廃業日	年 月 日
通算親法人又は連結親法人の場合	最初通算事業年度又は最初連結事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日	
通算子法人又は連結子法人の場合	(フリガナ)		
	通算親法人又は連結親法人名		
	通算親法人又は連結親法人の法人番号		
	通算親法人又は連結親法人の所在地	〒 電話 ()	
	通算親法人又は連結親法人の決算期 (事業年度)	年 月 日 ～ 年 月 日	
	通算子法人又は連結子法人適用開始事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日	
関与税理士等氏名			
関与税理士等住所	〒 電話 ()		
添付書類等	1. 定款等の写し 2. 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) の写し 3. その他 ()		
備考			

第83号様式の2を次のように改める。

第83号様式の2 (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

変更等届出書 (法人異動届)

年 月 日 殿	管理番号		
	(フリガナ)		
	法人名		
	法人番号		
	本店所在地	〒 電話 ()	
	主たる事務所	名称	
		所在地	〒 電話 ()
	代表者	(フリガナ)	
		氏名	
		住所	〒 電話 ()
異動事項	1. 登記事項等の変更 4. 解散 7. 主たる事務所の廃止 2. 支店等の新設・廃止 5. 合併 3. 会社分割 6. 清算終了		
登記事項等の変更内容	1. 法人名 5. 主たる事務所の所在地 (納税地) 9. 資本金の額及び資本準備金の額の合算額 2. 法人番号 6. 書類送付先・連絡先 10. 資本金等の額 3. 本店所在地 7. 事業年度 (決算額) 11. 事業の目的 (種類) 4. 代表者 8. 資本金又は出資金の額 12. その他 ()		

変更項目		変更前	変更後		変更年月日
法人名（フリガナ）					年 月 日
法人名					
法人番号					年 月 日
本店所在地					年 月 日
旧本店の状況		廃止 ・ 存続			
代表者氏名（フリガナ）					年 月 日
代表者氏名					
代表者住所					
主たる事務所の所在地					年 月 日
主たる事務所の名称等					
旧事務所の状況		廃止 ・ 存続			
書類送付先・連絡先住所			電話（ ）		年 月 日
書類送付先・連絡先名称					
事業年度（決算期） 1		月 日	月 日		年 月 日
事業年度（決算期） 2		月 日	月 日		
資本金又は出資金の額					年 月 日
資本金の額及び資本準備金の額の合算額					年 月 日
資本金等の額					年 月 日
事業の目的（種類）					年 月 日
その他 変更項目					年 月 日
会社分割		分割型・分社型・その他	適格区分	適格・その他	分割年月日
支店等の 新設・廃止	名称				新設・廃止 年月日
	所在地				
	新設・廃止	新設・廃止			
解散	清算人氏名 （フリガナ）				解散年月日
	清算人氏名				
	清算人住所	〒 電話（ ）			
合併	被合併法人名 （フリガナ）				合併年月日
	被合併法人名				
	被合併法人 本店所在地	〒 電話（ ）			
残余財産確定の日		年 月 日		清算結了年月日	年 月 日

主たる 事務所の廃止	主たる事務所名称	廃止年月日	年 月 日
	主たる事務所所在地		
関与税理士氏名			
関与税理士 事務所所在地	〒 () 電話 ()		
添付書類等	1. 議事録等の写し 2. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し 3. その他 ()		
備考			

第86号様式（裏）中「LINE Pay 請求書払い、」を削る。
 第86号様式の 2（裏）中「LINE Pay 請求書払い、」を削る。
 第166号様式及び第166号様式の 2（表）中「、LINE Pay」を削る。
 第166号様式及び第166号様式の 2（裏）中「LINE Pay 請求書払い、」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第54号様式の 2 の改正規定は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

沖縄県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第16号

沖縄県公有財産規則の一部を改正する規則

沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）の一部を次のように改正する。
 第68条を次のように改める。

（委任）

第68条 この規則の施行に関し必要な事項及び電子計算組織により処理する公有財産の取得、管理及び処分に関する事務でこの規則により難しいものについては、別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第17号

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年沖縄県規則第49号）の一部を次のように改正する。
 第 8 条第11号を次のように改める。

(1) 大腸菌数

第23条中第 3 号を第 4 号とし、同条第 2 号中「に掲げる油（第 7 号を除く。）」を「（第 7 号を除く。）
 に掲げる油」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 水質汚濁防止法第 5 条第 3 項に規定する有害物質貯蔵指定施設であって、特定有害物質等をその施設
 において貯蔵するもの

第24条第 1 項第 4 号中「床面積」を「床面」に改める。

別表第 3 備考中「第 2 条第 5 項」を「第 2 条第 6 項」に改める。

別表第 8 中「六価クロム0.5ミリグラム」を「六価クロム0.2ミリグラム」に改める。

別表第 9 中「大腸菌群数（単位 1 立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位 1 ミリリット

ルにつきコロニー形成単位)」に、「3,000」を「800」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第23条中第 3 号を第 4 号とし、同条第 2 号中「に掲げる油（第 7 号を除く。）」を「（第 7 号を除く。）に掲げる油」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に 1 号を加える改正規定、第24条第 1 項第 4 号の改正規定、別表第 3 備考の改正規定及び別表第 8 の改正規定は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第18号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成 5 年沖縄県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式(1)から第 3 号様式(6)までを次のように改める。

第 3 号様式(1)（第 5 条関係）

義手処方箋

氏名		生年月日		大正・昭和 平成・令和		年 月 日 (歳)	
住所				TEL			
医学的 所見	疾患名			切断部位	左 右	職業 (具体的に)	
	障害名			断端長	cm		
種目	殻構造 ・ 骨格構造		採型区分	Aー ()		種目名称別コード	
名称	1 肩義手用 (左・右) 2 上腕義手用 (左・右) 3 肘義手 (左・右) 4 前腕義手 (左・右) 5 手義手 (左・右) 6 手部義手 (左・右) 7 手指義手 (左・右)	型式・基本価格	1 能動式 2 電動式 3 その他 ☐ 装飾用 ☐ 作業用	加算	1 肩甲胸郭間切断用 2 吸着式 3 顆上懸垂式 4 スプリットソケット 5 チェックソケット ☐ シリコーン又はライナー ☐ 透明プラスチック		

【製作要素価格】

ソケット	1 皮革 2 熱硬化性樹脂 3 熱硬化性樹脂 (電動式) 4 熱可塑性樹脂 5 熱可塑性樹脂 (電動式)	ソフトインサート	1 皮革 2 軟性発泡樹脂 3 皮革・軟性発泡樹脂	支持部	殻構造義肢		骨格構造義肢
	1 能動式 2 電動式 3 その他 ☐ 肩部 ☐ 上腕部 ☐ 前腕部 a 熱硬化性樹脂 b 熱可塑性樹脂 ☐ 手部 ☐ 形状、接続部の修正		☐ 肩義手用 ☐ 上腕義手用 ☐ 肘義手用 ☐ 前腕義手用 ☐ 形状、接続部の修正				
義手用ハーネス	1 肩義手用 ☐ 胸郭バンド式肩ハーネス一式 ☐ 肩たすき一式 2 上腕義手用 3 肘義手用 ☐ 胸郭バンド式上腕ハーネス一式 ☐ 肩たすき一式 ☐ 8字ハーネス一式 4 前腕義手用 5 手義手用 6 手部義手用 ☐ 胸郭バンド式前腕ハーネス一式 ☐ 8字ハーネス一式 ☐ 9字ハーネス一式 ☐ たわみ式肘継手(一組)			外装	殻構造義肢		骨格構造義肢
	1 肩部 2 上腕部 3 前腕部 ☐ 皮革 ☐ プラスチック ☐ 塗装		☐ 肩義手用 ☐ 上腕義手用 ☐ 肘義手用 ☐ 前腕義手用				

☐ Yストラップ ☐ 上腕カフ(三頭筋パッド)	断端袋 1 上腕用 2 前腕用
--	-----------------------

【完成用部品価格】

完成用部品

特記事項、使用者の希望事項など記述すること

(借受けの希望 有・無)

処方	年 月 日		仮合せ	年 月 日	良・不良
採型	年 月 日		適合判定	年 月 日	

第 3 号様式(2) (第 5 条関係)

義足処方箋

氏名			生年月日	大正・昭和 年 月 日 (歳) 平成・令和	
住所				TEL	
医学的 所見	疾患名		切断部位	左 右	職業 (具体的 に)
	障害名		断端長	cm	
種目	殻構造 ・ 骨格構造		採型区分	B - ()	種目名称別コード
名称・ 型式・ 基本 価格			殻構造義肢		骨格構造義肢
	1 股義足 (左・右)				
	2 大腿義足 (左・右)	☐ 差込式	☐ ライナー式	☐ 吸着式	☐ 差込式 ☐ ライナー式 ☐ 吸着式
	3 膝義足 (左・右)	☐ 差込式	☐ ライナー式	☐ 吸着式	☐ 差込式 ☐ ライナー式 ☐ 吸着式
	4 下腿義足 (左・右)	☐ 差込式 ☐ KBM式	☐ PTB式 ☐ TSB式	☐ PTS式	☐ 差込式 ☐ PTB式 ☐ PTS式 ☐ KBM式 ☐ TSB式
	5 サイム義足 (左・右)	☐ 差込式	☐ 有窓式		☐ 差込式 ☐ 有窓式
	6 足根中足義足 (左・右)	☐ 足袋式	☐ 下腿部支持式		
	7 足趾義足 (左・右)				
加算	1 片側骨盤切断用 2 短断端切断用ギャップシャフト 3 坐骨収納型ソケット 4 大腿支柱付き 5 チェックソケット ☐ シリコン又はライナー ☐ 透明プラスチック				

【製作要素価格】

ソケット	1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂 3 木製 4 皮革 ☐ エアクションソケット ☐ カーボンストッキネット ☐ 下腿部支持式	ソフトインサート	1 皮革 2 軟性発泡樹脂 3 皮革・軟性発泡樹脂 4 皮革・フェルト 5 シリコン ☐ 下腿部支持式	支持部	殻構造義肢 1 股部 2 大腿部 ☐ 木製 ☐ 熱硬化性樹脂 3 下腿部 ☐ 木製 ☐ 熱硬化性樹脂 4 足部 ☐ 軟性発泡樹脂 ☐ 土台修正 ☐ 鉄脚使用	骨格構造義肢 1 股義足用 2 大腿義足用 3 膝義足用 4 下腿義足用 ☐ 土台修正
義	1 股義足用 ☐ 懸垂帯一式			外	殻構造義肢	骨格構造義肢

足懸垂用部品	2 大腿義足用 ☐ シレジアバンド一式 ☐ 腰バンド ☐ 義足用股吊帯一式	3 膝義足用 ☐ 肩吊り帯 ☐ 横吊帯	装	1 股部 2 大腿部 3 下腿部 ☐ 皮革 ☐ プラスチック ☐ 塗装	1 股義足用 2 大腿義足用 3 膝義足用 4 下腿義足用 ☐ リアルソックス
	4 下腿義足用 ☐ 腰バンド ☐ 大 腿 コ ル セ ッ ト 一 式 ☐ P T B カ フ ベ ル ト 一 式	5 サイム義足用 ☐ 横吊帯 ☐ 懸垂用膝カフ		4 足部 ☐ 表革 ☐ 裏革 ☐ 塗装 ☐ リアルソックス	
断端袋	1 大腿用	2 下腿用			

【完成用部品価格】

完成用部品

特記事項、使用者の希望事項など記述すること

(借受けの希望 有・無)

処方	年 月 日		仮合せ	年 月 日	良・不良
採型	年 月 日		適合判定	年 月 日	

第 3 号様式(3) (第 5 条関係)

装具処方箋

氏名			生年月日	大正・昭和 年 月 日 (歳) 平成・令和	
住所				TEL	
医学的 所見	疾患名		切断部位	左 右	職業 (具体的に)
	障害名		断端長	cm	種目名称別コード
名称・区分・基本構造・基本価格					
1 下 肢 装 具	A-	☐ 採型 ☐ 採寸			
	(1) 股装具 (2) 長下肢装具 (3) 膝装具 (4) 短下肢装具 (5) 足装具 A 硬性 A 硬性 A 硬性 A 硬性 A 足底装具 B フレーム B 両側支柱付 B 両側支柱付 B 両側支柱付 B デニスブラウン型 C 軟性 C 片側支柱付 C 片側支柱付 C 片側支柱付 ☐ 補高足部 D ツイスター D 軟性 D 後方支柱付 ☐ チェック用装具 E 軟性 (大腿部・下腿部・足部)				
2 靴 型 装 具	B-	☐ 採型 ☐ 採寸	3	C-	☐ 採型 ☐ 採寸
	(1) 頸椎装具 (2) 胸腰仙椎装具 (3) 腰仙椎装具 (4) 仙腸装具 (5) 側弯症装具 A 長靴 A 硬性 A 硬性 A 硬性 A 硬性 A 硬性 B 半長靴(編上靴) B フレーム B フレーム B フレーム B フレーム B フレーム C チャッカ靴 C カラー C 軟性 C 軟性 C 軟性 C 軟性 D 短靴 D 斜頸矯正用枕 D 骨盤帯				
4 上 肢 装 具	D-	☐ 採型 ☐ 採寸			
	(1) 肩装具 (2) 肘装具 (3) 手関節装具 (4) 手装具 (5) 指装具 ☐ B F O A 硬性 A 硬性 A 硬性 A 硬性 A 硬性 ☐ P S B B フレーム B 両側支柱付 B 両側支柱付 B フレーム B フレーム C 軟性 C 軟性 C 片側支柱付 C 軟性 C 軟性 D 掌側(背側)支柱付 E 軟性				

【製作要素価格】

1 下肢装具		
a 継手 (1) 股継手 (2) 膝継手 (3) 足継手 ☐ 固定式 ☐ 固定式 ☐ 固定式 ☐ 遊動式 ☐ 遊動式 ☐ 遊動式 ☐ プラスチック継手 ☐ プラスチック継手		c その他の加算要素 ☐ 膝サポーター（支柱付き・支柱なし） ※オーダーメイドの処方理由 ☐ キャリパー ☐ ツイスター（硬性・軟性） ☐ デニスブラウン型 ☐ 膝当て ☐ T・Yストラップ ☐ スタビライザー ☐ ターンバックル ☐ アウトリガー ☐ ダイヤルロック ☐ 伸展・屈曲補助装置 ☐ 補高足部 ☐ 足底裏革（すべり止め用） ☐ 高さ調整 ☐ 内張り （大腿部・下腿部・足部・足底装具） ☐ 足底装具屋内用ベルト
b 支持部 (1) 大腿支持部 (2) 下腿支持部 (3) 足部 A 半月 A 半月 A あぶみ B 皮革等 B 皮革等 B 足部 ☐ カフベルト ☐ カフベルト ☐ 足部覆い ☐ 大腿コルセット ☐ 下腿コルセット ☐ 標準靴 C 硬性 C 硬性 ☐ 硬性(熱硬化性樹脂) ☐ 熱硬化性樹脂 ☐ 熱硬化性樹脂 ☐ 硬性(熱可塑性樹脂) ☐ 熱可塑性樹脂 ☐ 熱可塑性樹脂 C 足底装具 ☐ MP関節遠位 ☐ MP関節近位 ☐ 大腿支持部坐骨支持式 ☐ 下腿支持部（PTB式・PTS式・KBM式） ☐ 足板の補強 ☐ カーボン使用（大腿支持部・下腿支持部・足部）		
2 靴型装具		
a 製作要素 ☐ グッドイヤー式 ☐ マッケイ式 (1) 患側（整形靴・特殊靴） ☐ 短靴 ☐ チャッカ靴 ☐ 半長靴 ☐ 長靴 (2) 健側 ☐ 短靴 ☐ チャッカ靴 ☐ 半長靴 ☐ 長靴		b 付属品等の加算要素 ☐ 月型の延長 ☐ スチールパネ入り ☐ トウボックス補強 ☐ 鉛板の挿入 ☐ 足背ベルト ☐ ベルト（裏付き）の追加 ☐ 補高（敷き革式・靴の補高） ☐ ヒール補正（トルクヒール、ヒールウェッジ等） ☐ 足底の補正（内側・外側ソールウェッジ、デンバーバー等）
3 体幹装具		
a 支持部 (1) 頸椎支持部 (4) 仙腸支持部 A 硬性 ☐ 支柱付き ☐ 支柱なし B フレーム B フレーム C カラー C 軟性 ☐ あご受けあり ☐ あご受けなし ☐ 芯なし (2) 胸腰仙椎支持部 (5) 骨盤支持部 A 硬性 ☐ 支柱付き ☐ 支柱なし B フレーム B 硬性 C 軟性 (3) 腰仙椎支持部 A 硬性 ☐ 支柱付き ☐ 支柱なし B フレーム C 軟性 ☐ 硬性のサンドイッチ構造		b その他の加算要素 (1) 体幹装具付属品 (2) 側弯症装具付属品 ☐ 高さ調整 ☐ ミルウォーキー型付属品一式 ☐ ターンバックル ☐ 胸椎パッド ☐ 腰部継手（片側） ☐ 腰椎パッド ☐ バタフライ ☐ ショルダーリング ☐ 肩ベルト ☐ 腋窩パッド ☐ 会陰ひも ☐ ネックリング ☐ 腹部エプロン ☐ 胸郭バンド ☐ 斜頸枕 ☐ アウトリガー ☐ 前方支柱 ☐ 後方支柱 ☐ 側方支柱 (3) 内張り ☐ 頸椎支持部 ☐ 胸腰仙椎支持部 ☐ 腰仙椎支持部 ☐ 仙腸支持部
4 上肢装具		
a 継手 (1) 肩継手 A 固定式 B 遊動式 C 肩回旋装置 (2) 肘継手 A 固定式 B 遊動式 C プラスチック継手 (3) 手継手 A 固定式 B 遊動式 C プラスチック継手 (4) MP継手 A 固定式 B 遊動式 (5) IP継手 A 固定式(硬性・フレーム) B 遊動式 C 鋼線支柱		c その他の加算要素 ☐ 肘サポーター（支柱付き・支柱なし） ☐ 基節骨パッド（硬性・フレーム） ☐ 中・末節骨パッド（硬性・フレーム） ☐ 対立バー ☐ Cバー ☐ アウトリガー ☐ 伸展・屈曲補助パネ ☐ 肘当て
b 支持部		

- (1) 胸郭支持部 A 硬性 B フレーム
 (2) 骨盤支持部 A 硬性 B フレーム
 (3) 上腕支持部
 A 半月 B 皮革等（カフベルト・上腕コルセット）
 C 硬性 ☐ 硬性のサンドイッチ構造
 (4) 前腕支持部
 A 半月 B 皮革等（カフベルト・前腕コルセット）
 C 硬性 ☐ 硬性のサンドイッチ構造
 (5) 手背側パッド A 硬性 B フレーム
 (6) 手掌パッド A 硬性 B フレーム

- ☐ ターンバックル
☐ ダイアルロック
☐ フレクサーヒンジ
☐ 内張り（上腕部・前腕部・手部）

【完成用部品価格】

完成用部品

【レディメイド】

メーカー名		メーカー型番	
装具名称		種類	硬性・軟性（支柱付き・支柱なし）

特記事項、使用者の希望事項など記述すること

(借受けの希望 有・無)

処方	年 月 日		仮合せ	年 月 日	良・不良
採型	年 月 日		適合判定	年 月 日	

第3号様式(4)（第5条関係）

姿勢保持装置処方箋

氏名			生年月日	大正・昭和 年 月 日（ 歳） 平成・令和	
住所				TEL	
医学的 所見	疾患名		身長 体重	cm/ kg	職業 （具体的に）
	障害名		移乗 能力	自立・半介助・介助	主な使用場所 屋内・屋外・屋内外
基本 価格	1 頭・頸部 ☐ 採寸 ☐ 採型 2 上肢 ☐ 採寸 ☐ 採型（左・右） 3 体幹部 ☐ 採寸 ☐ 採型 4 骨盤・大腿部 ☐ 採寸 ☐ 採型 5 下腿・足部 ☐ 採寸（左・右）			【付属品】	
				カットアウト テーブル	☐ テーブル ☐ クッション張り ☐ テーブル取付部品
支持部	1 頭部 ☐ 頭部支え 2 上肢 ☐ 上腕支え（左・右） ☐ 前腕・手部支え（左・右） 3 体幹部 ☐ 平面形状型 ☐ モールド型 ☐ 張り調整型 4 骨盤・大腿部 ☐ 平面形状型 ☐ モールド型 ☐ 張り調整型 5 下腿部 ☐ 下腿支え（左・右） 6 足部 ☐ 足台（左・右） 7 加算要素 ☐ フレックス構造			上肢保持部品	☐ アームサポート（左・右） ☐ 肘パッド（左・右） ☐ 縦型グリップ（左・右） ☐ 横型グリップ（左・右）
				体幹保持部品	☐ 頭頸部パッド ☐ 肩パッド（左・右） ☐ 胸パッド ☐ 胸受けロール ☐ 体幹パッド（左・右） ☐ 腰部パッド
				骨盤保持部品	☐ 骨盤パッド（左・右） ☐ 殿部パッド
支持部の 連結	1 固定 ☐ 頸部 ☐ 腰部（左・右）				

		☐ 膝部 (左・右) ☐ 足部 (左・右) ☐ 腰部 (左・右) ☐ 膝部 (左・右) ☐ 足部 (左・右) 3 角度調整用部品 ☐機械式 ☐ガス圧式 ☐電動式		下肢保持部品	☐ 内転防止パッド ☐ 外転防止パッド (左・右) ☐ 膝パッド (左・右) ☐ 下腿保持パッド (左・右) ☐ 足部保持パッド (左・右)
		構造 フレーム 使用材料 ☐ 木材 ☐ 金属 機構加算 1 ティルト機構 ☐機械式 ☐ガス圧式 ☐電動式 2 昇降機構 ☐機械式 ☐ガス圧式 ☐電動式 3 車椅子機能 ☐機械式 ☐ガス圧式 ☐電動式		ベルト部品	☐ 肩ベルト (左・右) ☐ 胸ベルト ☐ 腕ベルト (左・右) ☐ 股ベルト ☐ 手首ベルト (左・右) ☐ 大腿ベルト (左・右) ☐ 膝ベルト (左・右) ☐ 下腿ベルト (左・右) ☐ 足首ベルト (左・右) ☐ 骨盤ベルト
調節機構		1 高さ調節 ☐ 頭部支持部 ☐ 体幹支持部 ☐ 骨盤・大腿支持部 ☐ 足部支持部 (左・右) ☐ アームサポート (左・右) 2 前後調節 ☐ 頭部支持部 ☐ 骨盤・大腿支持部 ☐ 足部支持部 (左・右) 3 角度調節 ☐ 頭部支持部 ☐ テーブル 4 脱着機構 ☐ 体幹パッド (左・右) ☐ 骨盤パッド (左・右) ☐ 膝パッド (左・右) ☐ アームサポート (左・右) ☐ 内転防止パッド 5 開閉機構 ☐ アームサポート (左・右) ☐ 足部支持部 (左・右)		支持部カバー	☐ 頭部 ☐ 上肢 (左・右) ☐ 体幹部 ☐ 平面形状型 ☐ モールド型 ☐ 張り調整型 ☐ 骨盤・大腿部 ☐ 平面形状型 ☐ モールド型 ☐ 張り調整型 ☐ 下腿部 (左・右) ☐ 足部 (左・右) ☐ 脱着式 ☐ 防水加工
		内張り	☐ アームサポート (左・右) ☐ テーブル		
		体圧分散補助素材	☐ 頭部 ☐ 上肢 (左・右) ☐ 体幹部 ☐ 下腿部 (左・右) ☐ 骨盤・大腿部 ☐ 足部 (左・右)		
		キャスト	☐ 標準 ☐ 多機能		
		その他	☐ 介助用グリップ (左・右) ☐ ストッパー ☐ 高さ調整用台座		

【完成用部品価格】
 完成用部品

特記事項、使用者の希望事項など記述すること

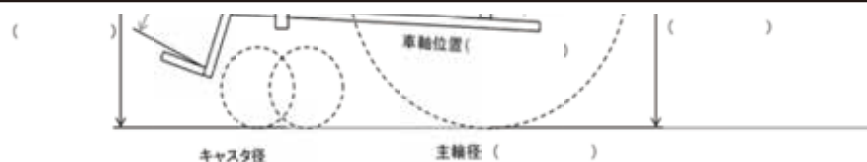
(借受けの希望 有・無)

処方	年 月 日		仮合せ	年 月 日	良・不良
採型	年 月 日		適合判定	年 月 日	

第 3 号様式(5) (第 5 条関係)

車椅子処方箋

氏名		生年月日	大正・昭和 年 月 日 (歳) 平成・令和		
住所				TEL	
医学的 所見	疾患名		身長 体重	cm/ kg	職業 (具体的に)
	障害名		移乗	自立・半介助・介助	主な使用場所 屋内・屋外・屋内外



シート幅 () ハンドリムピッチ ()

【付属品】姿勢保持装置 製作要素

【完成用部品価格】

種目名称別コード									
メーカー名/製品名									
処方	年	月	日		適合判定	年	月	日	

第3号様式(6) (第5条関係)

標準形電動車椅子処方箋

氏名			生年月日	大正・昭和 平成・令和		年 月 日 (歳)
住所					TEL	
医学的 所見	疾患名		身長 体重	cm/	kg	職業 (具体的に)
	障害名		移乗 能力	自立・半介助・介助		主な使用場所 屋内・屋外・屋内外
基本価格		標準・頭頸部	本体	標準型 (低速用 ・ 中速用)		
□新規支給 (1台) □2台同時支給 □再支給				□モジュラー式 □オーダーメイド式 □レディメイド式		
機 構 加 算	1 手動リクライニング機構 2 電動リクライニング機構 3 電動ティルト機構 4 電動ティルト・リクライニング機構 5 電動リフト機構			バッテリー	1 シールドバッテリー (標準) 2 リチウムイオンバッテリー	
				操作ボックス	□標準型	
				操作レバー	□感度調整	□ばね圧変更
				スイッチ	□標準	□スイッチ延長 ____ 本

【構造部品加算】

シート	1 板張り式 (標準) 2 スリング式 3 張り調整式	□奥行き調整 構造	バック サポート	1 スリング式 (標準) 2 張り調整式	□ワイドフレーム □バックサポート延長 □高さ調整構造 □背座角度調整 □背折れ構造
フット レッグ サポート	1 固定式 (標準) 2 挙上式 3 着脱式 4 開閉着脱式 5 挙上・開閉着脱式	□レッグベルト全面 張り	フット サポート	1 セパレート式 (標準) 2 セパレート式 (二重折込式)	□前後調整 □角度調整 □左右調整 □金属製
アーム サポート	1 フレーム一体型 □固定式 □跳ね上げ式 □着脱式	□高さ調整構造 □角度調整構造	ブレーキ	□電動又は電磁ブレーキ (標準)	
	2 独立型 □固定式 □跳ね上げ式 □着脱式	□アームサポート幅広 □アームサポート延長		タイヤ	□エア (標準) □ノーパンク
				キャスタ	□エア (標準) □ノーパンク

【付属品】 ☐ パワーステアリング ☐ クライマーセット ☐ 手動スイングアーム ☐ 電動チンコントロール一式 ☐ パワースイングチンアーム ☐ チン操作ボックス ☐ セレクタ ☐ 液晶モニター ☐ 頭部スイッチ・取付金具 ☐ 手動チンコントロール一式 ☐ 手動スイングチンアーム ☐ チン操作ボックス ☐ 多様入力コントローラ ☐ 非常停止スイッチボックス ☐ 4 方向スイッチボード ☐ 8 方向スイッチボード ☐ 小型ジョイスティックボックス ☐ フォースセンサ ☐ 足用ボックス ☐ 簡易 1 入力 ☐ ジョイスティックノブ ☐ 小/球/こけし ☐ U/十字/ペン/太長/T字/極小 ☐ フットサポート ☐ ヒールループ (左・右) ☐ アンクルストラップ (左・右) ☐ ステップカバー (左・右)						☐ クッション (カバー付) 1 平面形状型 2 モールド型 ☐ ゲル素材 ☐ 多層構造 ☐ 立体編物 ☐ 滑り止め加工 ☐ 防水加工 ☐ 座板 ☐ クッション一体型 ☐ 背クッション ☐ 滑り止め加工 ☐ ヘッドサポート 1 着脱式 (枕含む) 2 マルチタイプ (枕含む) 3 枕 ☐ オーダーメイド ☐ レディメイド ☐ テーブル						☐ テーブル取付部品 _____ 個 ☐ 転倒防止装置 (パイプ) ☐ 転倒防止装置 (キャスタ付き) ☐ 折りたたみ ☐ 呼吸器搭載台 ☐ 痰吸引機搭載台 ☐ 携帯用会話補助装置搭載台 ☐ 車載固定部品 _____ 個 ☐ 杖たて 一本杖 (左・右) ☐ 杖たて 多脚つえ (左・右) ☐ 酸素ボンベ固定装置 _____ 個 ☐ 栄養パック取付用ガードル架 ☐ 点滴ポール _____ 個 ☐ 日よけ _____ 個 ☐ 雨よけ _____ 個 ☐ 泥よけ _____ 個 ☐ スポークカバー _____ 個 ☐ リフレクタ _____ 個 ☐ 高さ調整式手押しハンドル (左・右)					
【付属品】 姿勢保持装置 製作要素																	
【完成用部品価格】																	
【特記事項】																	
種目名称別コード				メーカー名／製品名													
処方	年	月	日	適合判定	年	月	日										

第 3 号様式(6)の次に次の様式を加える。

第 3 号様式(7) (第 5 条関係)

簡易形電動車椅子処方箋

氏名		生年月日		大正・昭和 平成・令和 年 月 日 (歳)			
住所						TEL	
医学的 所見	疾患名		身長 体重	cm/ kg	職業 (具体的に)		
	障害名		移乗 能力	自立・半介助・介助	主な使用場所	屋内・屋外・屋内外	
基本価格		標準・頭頸部		本体	簡易型 (切替式 ・ アシスト式)		
☐ 新規支給 (1 台) ☐ 2 台同時支給 ☐ 再支給				☐ モジュラー式 ☐ オーダーメイド式 ☐ レディメイド式			
機構 加算	1 リクライニング機構 2 ティルト機構 3 ティルト・リクライニング機構 4 リフト機構			バッテリー	1 リチウムイオンバッテリー (標準) 2 ニッケル水素バッテリー		
				操作ボックス	☐ 標準型		
基本 構造	1 後方大車輪 (標準) 2 前方大車輪 3 6 輪構造		☐ 幅止め構造 _____ 本	操作レバー	☐ 感度調整	☐ ばね圧変更	
				スイッチ	☐ 標準型	☐ スイッチ延長 _____ 本	
【構造部品加算】							
シート	1 スリング式 (標準) 2 張り調整式		☐ 奥行き調整構造	バック サポート	1 スリング式 (標準)	☐ ワイドフレーム ☐ バックサポート延長	

	3 板張り式		2 張り調整式	☐ 高さ調整構造 ☐ 背座角度調整 ☐ 背折れ構造	
ハンド リム	1 プラスチック (標準) 2 ステンレス 3 アルミ	☐ ピッチ30mm以上 ☐ 片手駆動構造			
フット レッグ サポート	1 固定式 (標準) 2 挙上式 3 着脱式 4 開閉着脱式 5 挙上・開閉着脱式	☐ レッグベルト全面 張リ	フット サポート	1 セパレート式 (標準) 2 セパレート式 (二重折込式) 3 中折式	☐ 前後調整 ☐ 角度調整 ☐ 左右調整
アーム サポート	1 フレーム一体型 ☐ 固定式 ☐ 跳ね上げ式 ☐ 着脱式 2 独立型 ☐ 固定式 ☐ 跳ね上げ式 ☐ 着脱式	☐ 高さ調整構造 ☐ 角度調整構造 ☐ アームサポート 幅広 ☐ アームサポート 延長	ブレーキ	☐ 駐車ブレーキ (標準) ☐ 介助用ブレーキ ☐ フットブレーキ ☐ 電動又は電磁ブレーキ (標準)	
			タイヤ	☐ エア (標準) ☐ ノーパンク	
			キャスタ	☐ ソリッド (標準) ☐ 衝撃吸収タイプ	

【付属品】

☐ 手動スイングアーム
☐ 電動チンコントロール一式
☐ パワースイングチンアーム
☐ チン操作ボックス
☐ セレクト
☐ 液晶モニタ
☐ 頭部スイッチ・取付金具
☐ 手動チンコントロール一式
☐ 手動スイングチンアーム
☐ チン操作ボックス
☐ 多様入力コントローラ
☐ 非常停止スイッチボックス
☐ 4方向スイッチボード
☐ 8方向スイッチボード
☐ 小型ジョイスティックボックス
☐ フォースセンサ
☐ 足用ボックス
☐ 簡易1入力
☐ ジョイスティックノブ
☐ 小/球/こけし
☐ U/十字/ペン/太長/T字/極小

☐ フットサポート
☐ ヒールループ (左・右)
☐ アンクルストラップ (左・右)
☐ ステップカバー (左・右)
☐ クッション (カバー付)
1 平面形状型
2 モールド型
☐ ゲル素材 ☐ 多層構造
☐ 立体編物 ☐ 滑り止め加工
☐ 防水加工
☐ 座板 ☐ クッション一体型
☐ 背クッション ☐ 滑り止め加工
☐ ヘッドサポート
1 着脱式 (枕含む)
2 マルチタイプ (枕含む)
3 枕
☐ オーダーメイド
☐ レディメイド
☐ テーブル
☐ テーブル取付部品 ____個

☐ 転倒防止装置 (パイプ)
☐ 転倒防止装置 (キャスタ付き)
☐ 折りたたみ
☐ 呼吸器搭載台
☐ 痰吸引機搭載台
☐ 携帯用会話補助装置搭載台
☐ 車載用固定部品 ____個
☐ 杖たて 一本杖 (左・右)
☐ 杖たて 多脚つえ (左・右)
☐ 酸素ボンベ固定装置 ____個
☐ 栄養パック取付用ガードル架
☐ 点滴ポール ____個 ☐ 日よけ ____個
☐ 雨よけ ____個 ☐ 泥よけ ____個
☐ スポークカバー ____個
☐ リフレクタ ____個
☐ 高さ調整式手押しハンドル (左・右)
☐ ブレーキ延長レバー
☐ 滑り止めハンドリム
☐ ノブ付きハンドリム
(水平ノブ・垂直ノブ)

シート幅 () ハンドリムピッチ ()

【付属品】姿勢保持装置 製作要素				【完成用部品価格】			
種目名称別コード			メーカー名／製品名				
処方	年	月	日	適合判定	年	月	日

第11号様式中 「

生年月日		電話番号	
------	--	------	--

」を「

続柄		電話番号	
----	--	------	--

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第19号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和47年沖縄県規則第163号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「には、」の次に「当該申請に係る」を加え、「及び栄養士」を「又は栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

第 1 号様式及び第 2 号様式中 「

栄 養 士

」を「

栄 養 士 及 管 理 栄 養 士

」に改める。

第 5 号様式の 2 及び第 5 号様式の 4 中「栄養士」を「栄養士及び管理栄養士」に改める。

第 6 号様式、第 7 号様式及び第19号様式中 「

栄 養 士

」を「

栄 養 士 及 管 理 栄 養 士

」に改める。

第44号様式中「栄養士」を「栄養士及び管理栄養士」に改める。

第45号様式及び第46号様式中 「

栄 養 士

」を「

栄 養 士 及 管 理 栄 養 士

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第20号

沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

沖縄県流域下水道事業会計規則（令和 2 年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第89条第 3 項第 1 号中「3 万円」を「10万円」に改める。

別表第 2 第 2 項の表中「、暫定」を削り、「期末」の次に「、勤勉」を加え、「超過勤務」を「時間外勤務」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則及び宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第21号

沖縄県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則及び宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

（沖縄県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部改正）

第 1 条 沖縄県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則（昭和50年沖縄県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条の 2」を「第 5 条」に改める。

（宅地建物取引業法施行細則の一部改正）

第 2 条 宅地建物取引業法施行細則（平成12年沖縄県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 1 条の 2 第 1 項第 8 号」を「第 1 条の 2 第 1 項第 9 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

沖縄県告示第139号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めた。

令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理鳥獣の種類 イノシシ（イノブタを含む。）
 - 2 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域 渡嘉敷村全域及び座間味村全域
 - 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、内容及び実施体制 次のとおりとする。
 - 5 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項 次のとおりとする。
 - 6 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、宮古島市狭間地区県営水利施設整備事業に係る換地処分をした。

令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第141号

警備員指導教育責任者講習の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程及び機械警備業務管理者講習に係る一般競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

警備員指導教育責任者講習の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程及び機械警備業務管理者講習に係る一般競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する告示

（警備員指導教育責任者講習の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程の一部改正）

第 1 条 警備員指導教育責任者講習の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程（平成19年沖縄県告示第335号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号及び第 3 条第 2 項中「第12条」を「第11条」に改める。

（機械警備業務管理者講習に係る一般競争入札参加資格に関する規程の一部改正）

第 2 条 機械警備業務管理者講習に係る一般競争入札参加資格に関する規程（平成19年沖縄県告示第336号）の一部を次のように改正する。

題名中「機械警備業務管理者講習」の次に「の委託契約」を加える。

第 2 条第 2 号及び第 3 条第 2 項中「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

公 告

沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第25条第 1 項の規定により、次のとおりナゴランに関する保護増殖事業計画を定めた。

なお、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課に備え置いて一般の閲覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 保護増殖事業の目標

本計画は、ナゴラン（*Sedirea japonica*）（以下「対象種」という。）の自然生育地における生育状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえて、生育地の環境改善、盗掘防止対策の強化等を図るとともに、将来的には、野生復帰の手法の検討も行ったうえで本種の自然生育地への野生復帰を図り、自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

2 保護増殖事業が行われるべき区域

沖縄諸島における対象種の自然生育地並びに 3 (3) の栽培及び人工繁殖の実施を行う区域

3 保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項**(1) 生育状況等の把握及びモニタリング**

ア 生育状況調査及びモニタリング

イ 生育環境及び生物学的特性調査

ウ 影響要因の把握調査

(2) 自然生育地における生育環境の維持及び管理

- (3) 栽培及び人工繁殖の実施
- (4) 普及啓発の推進
- (5) 効果的な事業の推進のための連携の確保

沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第25条第1項の規定により、次のとおりオキナワヤマタカマイマイに関する保護増殖事業計画を定めた。

なお、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課に備え置いて一般の閲覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 保護増殖事業の目標

本計画は、オキナワヤマタカマイマイ（*Satsuma eucosmia eucosmia*）の生息地での生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえて、必要な環境改善を図るとともに、生息域外での飼育及び人工繁殖を行い、将来的には、野生復帰の手法の検討も行ったうえで、本種の自然生息地への野生復帰を図り、自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

2 保護増殖事業が行われるべき区域

沖縄島並びに 3 (3) の飼育及び人工繁殖の実施を行う区域

3 保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

- (1) 生息状況等の把握及びモニタリング
 - ア 生息状況調査及びモニタリング
 - イ 生息環境調査
 - ウ 影響要因の把握調査
- (2) 自然生息地における生息環境の維持及び管理
- (3) 飼育及び人工繁殖の実施
- (4) 普及啓発の推進
- (5) 効果的な事業の推進のための連携の確保

沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第25条第1項の規定により、次のとおりシラユキヤマタカマイマイに関する保護増殖事業計画を定めた。

なお、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課に備え置いて一般の閲覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 保護増殖事業の目標

本計画は、シラユキヤマタカマイマイ（*Satsuma largillierti*）の生息地での生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえて必要な環境改善を図るとともに、生息域外での飼育及び人工繁殖を行い、将来的には、野生復帰の手法の検討も行ったうえで、本種の自然生息地への野生復帰を図り、自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

2 保護増殖事業が行われるべき区域

沖縄島並びに 3 (3) の飼育及び人工繁殖の実施を行う区域

3 保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

- (1) 生息状況等の把握及びモニタリング
 - ア 生息状況調査及びモニタリング
 - イ 生息環境調査
 - ウ 影響要因の把握調査
- (2) 自然生息地における生息環境の維持及び管理
- (3) 飼育及び人工繁殖の実施
- (4) 普及啓発の推進
- (5) 効果的な事業の推進のための連携の確保

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サークルエヌ貸店舗 那覇市牧志 3 丁目 2 番56号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社サークルエヌ 那覇市牧志 3 丁目 2 番56号 代表取締役 嘉陽宗隆
- 3 届出年月日 令和 7 年 3 月 12 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
廃止前 1,171平方メートル
廃止後 926.3平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日 平成21年 3 月 1 日

環境影響評価法（平成 9 年法律第81号）第40条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 5 条第 1 項の規定に基づき作成された環境影響評価方法書に係る都市計画対象事業の都市計画決定手続の取下げがあった。

令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画決定権者の名称 沖縄県知事 玉城康裕
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 一般国道329号沖縄バイパス建設事業
 - (2) 種類 一般国道の新設
 - (3) 規模 延長約10.5キロメートル 4車線
- 3 対象事業の廃止等に該当することとなった理由 2(1)の事業を都市計画に定めないこととしたため。これは、環境影響評価法第40条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第30条第 1 項第 1 号に該当する。

教育委員会事項

沖縄県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 2 号

沖縄県教育職員免許状再授与審査会規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和 4 年文部科学省令第 5 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、沖縄県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担任する事務）

第 2 条 審査会は、教育委員会の諮問に応じ、特定免許状失効者等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第57号）第 2 条第 6 項に規定する特定免許状失効者等（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当する者を除く。）をいう。）に対する免許状の再授与に関する事項を調査審議する。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長（省令第4条第1項に規定する会長をいう。以下同じ。）が招集する。

2 審査会の議事について直接の利害関係を有する委員は、当該議事に関する審査会の会議に出席し、又はその議決に加わることができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 審査会の会議は、公開しない。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、教育庁学校人事課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第2号

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

(沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部改正)

第1条 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第13号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削り、同条第16号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に、「第9号」を「第8号」に改め、同号ア及びイを削り、同条第17号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削り、同条中第18号を第19号とし、同条第17号の次に次の1号を加える。

(18) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年度において10日の範囲内で必要と認める日又は時間

第11条第1項第2号を次のように改める。

(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

第11条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

（外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部改正）

第2条 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第15号中「次のいずれにも該当する外国語指導助手」を「1週間の勤務日が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に、「1の年度」を「特定期間」に改め、同号ア及びイを削り、同条第18号中「次のいずれにも該当する外国語指導助手」を「1週間の勤務日が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削り、同条第19号中「次のいずれにも該当する外国語指導助手」を「1週間の勤務日が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削る。

第10条第1項第2号を次のように改める。

(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する外国語指導助手が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 特定期間において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第15号

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示

選挙運動及び政治活動事務取扱規程（昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第16号様式（注）中「1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。（公職選挙法第244条第4号）」を「2年以下の禁錮若しくは50万円以下の罰金（公職選挙法第243条第1項第5号の2）又は1年以下の禁錮若しくは30万円以下の罰金（公職選挙法第244条第1項第4号）に処せられます。」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

正 誤

令和 6 年 3 月 29 日付け公報第5204号登載の「沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
20	下から17	開始の日属する	開始の日の属する

令和 6 年 3 月 31 日付け公報号外第10号登載の「沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
33	上から24	第44条第12項中	第44条第1項中
33	上から54	第12号様式を第11号様式とし、第11号様式を第10号様式とし、	第12号様式を第13号様式とし、第11号様式を第12号様式とし、第10号様式を11号様式とし、
36	上から23	「病院事業総務課長」を「管理課長」	「病院事業総務課」を「管理課」

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地